

## 法テラス埼玉



生保管財事件を受任される先生方へ

**管財予納金納付手続きの流れ（※生活保護受給者のみ）**

※さいたま地裁(支部含む)以外の裁判所は手続きが異なりますので、お問合せください。

	FROM		TO
①	受任者・受託者	自己破産 援助申込	法テラス埼玉
②	法テラス埼玉	援助開始決定 費用は、同時廃止分の官報公告費用(1万1859円)を立替え決定。 管財事件になった場合は、⑦参照	受任者・受託者
③	受任者・受託者	個別契約書等提出(※立替金送金の手続要件)	法テラス埼玉
④	法テラス埼玉	着手金等(同時廃止の官報公告費1万1859円含む)月次送金	受任者・受託者
⑤	受任者・受託者	破産申立て	裁判所
⑥	裁判所	管財該当判断・費用通知	受任者・受託者
⑦	受任者・受託者	管財費用20万3640円追加支出申立 第三者予納に係る確認書等提出(受任者のみ)  【提出必要書類】 ・追加費用支出申立書(生保管財用)★ ・確認書原本1通(要被援助者・受任者の署名・捺印)★ ・破産申立書の1枚目及び破産に至った事情部分 ・管財事件となったことがわかる書面(裁判所書類等)  ※上記★の書式は、法テラスHP→「法テラス埼玉」→「法専門家の方へ」→ 「各種書式」→「生活保護受給者の管財事件用書式」に掲載しています。	法テラス埼玉
⑧	法テラス埼玉	追加支出決定	受任者・受託者
⑨	法テラス埼玉	管財人費用(上限20万円) 官報公告費(差額)	裁判所 受任者・受託者
⑩	裁判所	第三者予納許可申請 月次(事情により緊急)送金	法テラス埼玉 受任者・受託者
⑪	受任者・受託者 法テラス埼玉	保管金提出書送付 官報公告費(差額分含む)納付 管財人費用(上限20万円)納付	裁判所
⑫	裁判所	破産開始決定・管財人選任	受任者・受託者(本人)・管財人
⑬	管財人	財団組入等支払請求書提出	裁判所
⑭	裁判所	支払い(財団組入)(20万円)	管財人

※官報公告費の還付がなされた場合は、償還金として充当いただくことになります。

# 追加費用支出申立書(生保管財用)

援助番号

日本司法支援センター

年 月 日

埼玉 地方事務所長 殿

受任者 受託者 印

所属 弁護士会 司法書士会

被援助者			
事件名	自己破産申立事件		
係属裁判所	さいたま地方 裁判所	支部	事件番号

申立理由 上記自己破産申立事件が管財事件になったため。

破産管財人が選任された理由(下記から該当する類型を選択し、○をつけてください)

- 清算型(現金又は保有資産の価値が20万円を超える)
- 法人並存型(法人代表者)
- 資産調査型(①不動産所有 ②個人事業者 ③負債総額が5000万円超 ④多数の債権者が存在)
- 偏頗弁済型(特定債権者への優先弁済)
- 不当利得型(過払又はその他債権者の不当利得)
- 免責調査型(免責不許可事由あり)

個別の事情(破産管財人が選任された理由:上記1~6の具体的な事情を簡潔に記載してください)

--

追加費用

合計 ￥

費用明細

ほか

必要書類

- 管財事件となったことがわかる疎明資料(裁判所からの書面等)を添付してください。  
↓ 併せて、予納金・管財費用立替希望の場合は下記すべてを必ず添付してください。
- 破産申立書1枚目及び「破産に至った事情」の写し
- 確認書(本人・受任受託者の記名押印された原本、3通のうち1通)

※自己破産事件における予納金の立替は生活保護受給者のみ

1	生活保護受給者における自己破産事件予納金	限度額20万円 破産管財人費用は、法テラス名による第三者予納	¥200,000
2	裁判所に納める予納金	生活保護受給者以外の自己破産予納金は、追加支出をすることができません。	¥

# 代理援助契約における確認書

代理援助	
援助番号	

年 月 日

日本司法支援センター(丙) 御中

被援助者(甲)

受任者(乙)

住所

-----

-----

住所

-----

-----

氏名

-----

印

氏名

-----

印

法人受任の場合の連絡先(弁護士・司法書士)

-----

被援助者(以下「甲」という。), 受任者(以下「乙」という。)及び日本司法支援センター(以下「丙」という。)は, 業務方法書第42条に基づく代理援助契約をした案件につき, 以下の事項を確認する。

## 記

生活保護受給者における自己破産事件の予納金(同時廃止手続によるものを除く。)の納付が必要なときは, 丙に第三者予納を依頼すること。

以上

# 代理援助契約における確認書

代理援助	
援助番号	

年 月 日

日本司法支援センター(丙) 御中

被援助者(甲)

受任者(乙)

住所

-----

-----

住所

-----

-----

氏名

-----

印

氏名

-----

印

法人受任の場合の連絡先(弁護士・司法書士)

-----

被援助者(以下「甲」という。), 受任者(以下「乙」という。)及び日本司法支援センター(以下「丙」という。)は, 業務方法書第42条に基づく代理援助契約をした案件につき, 以下の事項を確認する。

## 記

生活保護受給者における自己破産事件の予納金(同時廃止手続によるものを除く。)の納付が必要なときは, 丙に第三者予納を依頼すること。

以上

# 代理援助契約における確認書

代理援助	
援助番号	

年 月 日

日本司法支援センター(丙) 御中

被援助者(甲)

受任者(乙)

住所

-----

-----

住所

-----

-----

氏名

-----

印

氏名

-----

印

法人受任の場合の連絡先(弁護士・司法書士)

-----

被援助者(以下「甲」という。), 受任者(以下「乙」という。)及び日本司法支援センター(以下「丙」という。)は, 業務方法書第42条に基づく代理援助契約をした案件につき, 以下の事項を確認する。

## 記

生活保護受給者における自己破産事件の予納金(同時廃止手続によるものを除く。)の納付が必要なときは, 丙に第三者予納を依頼すること。

以上